

令和 8 年度盛岡市冬季着地型旅行商品造成支援業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度盛岡市冬季着地型旅行商品造成支援業務委託

2 業務目的

冬季は他の季節と比較して観光客入込数が落ち込む傾向にあり、観光客の誘客及び宿泊需要の創出が課題となっている。

本業務は、盛岡固有の観光資源や冬季の魅力を活用した着地型旅行商品を造成し、販売及び催行を行うことにより、冬季観光の魅力発信及び誘客拡大を図るとともに、宿泊需要の創出、滞在の満足度向上、観光消費額の拡大につなげることを目的とする。

また、旅行商品の販売実績や利用者ニーズを分析し、観光コンテンツの磨き上げにつなげるものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

盛岡市及び盛岡市周辺地域

5 業務の内容

(1) 旅行商品の企画及び造成

次に該当する旅行商品を 4 商品以上造成すること。

ア 造成する全ての旅行商品が満たす要件

造成する全ての旅行商品は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 盛岡市内及び周辺地域の観光資源・冬の魅力（食、冬季アクティビティ、地域文化・暮らし、自然・景観など）を活用した着地型旅行商品（旅行者が現地で参加し、地域ならではの観光資源や文化、暮らし等を体験できる旅行商品）であること。

(イ) 旅行商品は盛岡市内発着とする日帰りを基本とし、半日又は数時間程度の内容とすること。

(ウ) 旅行者の滞在中又は来訪直前の申込みに対応し、特別な準備や手続を要せず参加できる商品であること。

(エ) 市内での滞在時間の延長、周遊促進及び宿泊需要の喚起につながる内容であること。

イ 造成するいずれかの旅行商品で満たす要件

造成するいずれかの旅行商品で次に掲げる要件を満たすこと。

なお、これらの要件は必ずしも同一の商品で満たす必要はなく、複数の商品に分けて満たすことができるものとする。

(ア) 催行日当日まで申込みが可能な商品を含むこと。

(イ) 事業期間を通じて、施設休業日、気象条件その他やむを得ない事由による場合を除き、毎日、利用者の申込みに応じて実施可能な商品を含むこと。

(ウ) 外国語による案内又はコミュニケーションに対応可能なスタッフ、ガイド等を活用し、外国人旅行客が参加可能な商品を含むこと。

(2) 販売及び催行

造成した旅行商品の販売及び催行を行うこと。

なお、販売及び催行にあたっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 旅行者が参加しやすい価格設定とすること。また、造成した旅行商品ごとに造成の趣旨及び価格設定の理由を示すこと。

イ インターネット上で、旅行商品の販売ページを作成すること。

ウ 市内宿泊施設やその他の媒体を活用し、旅行者が宿泊中又は来訪直前に旅行商品の情報を入手し、申込みできる体制とすること。

エ 造成した旅行商品の販売促進及び盛岡市冬季観光資源の認知向上につながる情報発信を行うこと。

オ 旅行商品の利用促進及び利用者満足度向上を図るため、参加促進施策について提案すること。

カ 旅行商品の造成、販売及び催行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月23日までとし、本事業に係る実績集計及び報告の対象は令和9年3月23日催行分までとする。

キ 販売ページ及びその他の媒体において、本事業が宿泊税を活用した事業であることを明記すること。

(3) 利用者アンケートの実施

旅行商品利用者を対象としたアンケート調査を実施すること。

アンケートの実施にあたっては、事業効果を測定するための成果指標（KPI）を設定し、目標値及びその達成方法を提案すること。

なお、アンケートサンプル数は100件以上の取得を目標とする。

6 効果検証及び事業報告書

(1) 効果検証

旅行商品の販売実績及びアンケート結果を分析し、本事業の効果検証を行うこと。

分析に当たっては、利用者属性、利用者満足度、利用者ニーズ、再訪意向、商品ごとの利用状況等について分析・整理すること。

また、本事業で構築した販売手法、情報発信手法及び関係事業者との連携体制につい

て検証を行い、冬季に限らず通年で着地型旅行商品を展開できる体制づくりに向けた提案及び商品改善案を取りまとめること。

(2) 事業報告書の作成・提出

令和9年3月31日までに、(1)に記載の内容について事業報告書を制作し、提出すること。

7 その他

- (1) 本業務に係る一切の経費は、全て委託料に含むものとする。
- (2) 経費の見積にあたっては、本業務による旅行商品の販売収入は委託料から差し引くものとする。なお、旅行商品の販売収入実績による委託料の変更・精算は行わない。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受注者と発注者が協議の上、決定する。
- (4) 受注者が本業務によって発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者が賠償の責任を負う。